

姉妹校提携協定書

平成17(2005)年3月2日

大阪府立槻の木高等学校とクイーンズランド州立トゥーンバ・ハイスクールは、日豪両国、高槻市・トゥーンバ市との友好関係、ならびに、1993年1月19日の姉妹校提携以来、トゥーンバ・ハイスクールと高槻南高等学校の間に築かれ温められてきた絆をさらに発展させていくために、ここに姉妹校提携の協定を結びます。

この提携により、文化・教育の交流を通じて、両国・両市の相互理解と友好関係をさらにすすめ、両校生と教職員の友情を強め、国際理解が一層深められるよう願っています。

2005年3月2日、本姉妹校提携を大阪府立槻の木高等学校長及びクイーンズランド州立トゥーンバ・ハイスクール校長がここに確認します。

大阪府立槻の木高等学校長

クイーンズランド州立トゥーンバ・ハイスクール校長

河村 繁

クリストファー・ズイルム

河村繁

Christopher Zilm

Sister School Agreement

March 2nd, 2005

Toowoomba State High School in Queensland, Australia, and Tsukinoki Senior High School in Osaka, Japan, hereby agree to become sister schools for the purposes of strengthening international friendship ties between our countries and our cities, and developing the sister school relations agreed to on January 19, 1993 and promoted by Toowoomba State High School and Takatsuki-Minami Senior High School.

We hope this agreement will further promote better mutual understanding and goodwill between our countries, and strengthen friendship and international understanding between the students and teachers of our schools through the establishment of cultural and educational exchanges.

We hereby certify that the foregoing agreement was adopted by the representatives of Toowoomba State High School and Tsukinoki Senior High School on March 2, 2005.



Christopher Zilm

Principal of Toowoomba State
High School



Shigeru Kawamura

Principal of Tsukinoki
Senior High School

姉妹校提携協定書

大阪府立櫻の木高等学校と中央大学校師範大学附属高等学校は、日韓両国との友好関係及び両校の友好関係を発展させていくために、ここに姉妹校提携の協定を結びます。

この提携により、文化・教育の交流を通じて、両国の相互理解と友好関係をさらにすすめ両校生と教職員の友情を強め、国際理解が一層深められるよう願っています。そして、ここに姉妹校提携を大阪府立櫻の木高等学校長及び中央大学校師範大学附属高等学校長が確認します。

平成19（2007）年 8月24日

大阪府立櫻の木高等学校長 中央大学校師範大学附属高等学校長

松本 秀範

朴 贊祥

松本秀範

박찬상

大阪府立楓の木高等学校と中央大学校師範大学附属高等学校との 連携協力に関する姉妹校提携協定書についての覚書

大阪府立楓の木高等学校と中央大学校師範大学附属高等学校は、姉妹校提携協定の円滑な履行のためにこの覚書を交わす。

1. 生徒・教職員の相互訪問を基盤として、両校の合意に基づく交流事業により連携する。

生徒・教職員の相互訪問

- ① 訪問に関する時期・期間・内容については、両校の話し合いにより、お互いの事情を考慮した上で調整する。
- ② 生徒の訪問に係る費用の内、滞在費については受け入れ校側で負担する。

その他の交流事業

- ① その他、目的達成に向けた交流事業について、両校の合意に基づいて実施することができる。

2. この協定の有効期間は締結の日から翌年の3月31までとする。ただし、協定の有効期間満了日の30日前までに、両校の何れからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとする。

3. 協定の実施に際し、両国の文化・習慣などの相違により、この覚書の解釈に不都合が生じた場合は、両校は善意を持って対処する。

4. 協定書は日本文・韓国文にて各2通作成し、各1通ずつ両校が所持する。

平成19（2007）年 8月24日

大阪府立楓の木高等学校長

松本 秀範

松本秀範

中央大学校師範大学附属高等学校長

朴 賛祥

박찬상



Sister School Agreement

大阪府立櫻の木高校とルン・アルン学園は、日タイ両国の友好関係及び両校の友好関係を発展させていくために、ここに姉妹校提携の協定を結びます。

この提携により、文化・教育の交流を通じて両国の相互理解と友好関係をさらに進め、両校生と教員の友情を強め、国際理解が一層深められるよう願っています。そして、ここに姉妹校提携を大阪府立櫻の木高等学校長及びルン・アルン学園理事長が確認します。

โรงเรียนรุ่งอรุณ ตั้งอยู่ในเขตพื้นที่บางบูนเทียน กรุงเทพมหานคร ประเทศไทย กับโรงเรียนชึกโนกิ ตั้งอยู่ที่เมืองโอซาก้า ประเทศญี่ปุ่น ได้รวมกันทำสัญญาดังกล่าวเป็นโรงเรียนที่โรงเรียนน้อง โดยมีจุดประสงค์เพื่อทุนเสริมความสัมพันธ์ระหว่างสองประเทศ และพัฒนา รูปแบบความสัมพันธ์ของทั้งสองโรงเรียน
เราหวังเป็นอย่างยิ่งว่า ข้อตกลงร่วมนี้ จะช่วยเพิ่มพูนมิตรภาพ และความเข้าใจอันดี ระหว่างครูและนักเรียนของโรงเรียนทั้งสอง ผ่าน การริเริ่มโครงการศึกษาแลกเปลี่ยนทางวัฒนธรรมให้กับนักเรียนของทั้งสองโรงเรียน
พันธสัญญาฉบับนี้ รวมลงนามโดยครุใหญ่ และผู้อำนวยการ ซึ่งเป็นตัวแทนจากโรงเรียนชึกโนกิ และโรงเรียนรุ่งอรุณตามลำดับ

Roong-Aroon School in Bangkok, Thailand, and Tsukinoki Senior High School in Osaka, Japan, hereby agree to become sister schools for the purpose of strengthening international friendship ties between our countries and of developing the sister school relations agreed and promoted by Roong-Aroon School and Tsukinoki Senior High School.

We hope this agreement will further promote better mutual understanding and goodwill between our countries, and strengthen friendship and international understanding between the students and teachers of our schools, through the establishment of cultural and educational exchanges.

We hereby certify that the foregoing agreement was adapted by the representatives of Roong-Aroon School and Tsukinoki Senior High School.

11/04/2008

松本秀範

Principal of Tsukinoki Senior High School
Mr. Hidenori Matsumoto

Prapapat Niyom

Chief Director of Roong-Aroon School
Assoc. Prof. Prapapat Niyom

大阪府立楓の木高等学校とルン・アルン学園との連携協力に関する
姉妹校提携協定書についての覚書

大阪府立楓の木高等学校とルン・アルン学園は、姉妹校提携協定の円滑な履行のためにこの覚書を交わす。

1. 生徒・教職員の相互訪問を基盤として、両校の合意に基づく交流事業により連携する。

生徒・教職員の相互訪問

- ① 訪問に関する時期・期間・内容については、両校の話し合いにより、お互いの事情を考慮した上で調整する。
- ② 何れかの学校より申し入れのない限り、訪問についての基準を次の通りとする。
両校は隔年に相互訪問することとし、ルン・アルン学園が楓の木高校を訪問する場合、2~3名で4週間程度、楓の木高校がルン・アルン学園を訪問する場合、10名程度で1週間程度とする。
- ③ ホスト校は交流生のホストファミリーを紹介する。
- ④ 生徒の訪問に係る費用の内、滞在費及び滞在中の学校教育活動に関する経費は受け入れ校側で負担する。なお、渡航に関する費用は交流生の負担とする。
- ⑤ けがや病気に備え、交流生は適切な保険に加入する。実際にけがや病気になった場合は、受け入れ校側が治療などの必要な処置をする。

その他の交流事業

- ① その他、目的達成に向けた交流事業について、両校の合意に基づいて実施することができる。

2. この協定の有効期間は締結の日から翌年の3月31までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、両校の何れからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとする。

3. 協定の実施に際し、両国の文化・習慣などの相違により、この覚書の解釈に不都合が生じた場合は、両校は善意を持って対処する。

4. 協定書は日本文・タイ文・英文にて各2通作成し、各1通ずつ両校が所持する。

平成20（2008）年 4月11日

大阪府立楓の木高等学校長

松本 秀範

Hidenori Matsumoto

ルン・アルン学園

プラバーパット＝ニヨム

Parapat Niyom.